

DPC 点数早見表 2014 年 4 月版

(2014 年 4 月 25 日第 10 版第 1 刷)

追 補

2014 年 6 月 2 日 医学通信社

厚生労働省の追加告示・通知等

《追加告示・通知等》

- ◆厚生労働省告示第 221 号 (平成 26 年 4 月 17 日)
- ◆厚生労働省告示第 222 号 (平成 26 年 4 月 17 日)
- ◆厚生労働省通知保医発 0417 第 1 号 (平成 26 年 4 月 17 日)
- ◆厚生労働省通知保医発 0417 第 3 号 (平成 26 年 4 月 17 日)
 - ※ 上記の告示・通知の概要については、中医協総会資料「〔参考〕高額な新規の医薬品等への対応について」で掲載しています (p.356)。正式告示・通知が発出されたため、上記〔参考〕は削除します。
- ◆平成 26 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正及び官報掲載事項の一部訂正について (平成 26 年 4 月 23 日)
- ◆疑義解釈資料の送付について (その 4) (平成 26 年 4 月 23 日)
- ◆平成 26 年度「DPC 導入の影響評価に係る調査」実施説明資料 (平成 26 年 5 月 1 日)
- ◆厚生労働省告示第 240 号 (平成 26 年 5 月 23 日)
- ◆厚生労働省通知保医発 0523 第 3 号 (平成 26 年 5 月 23 日)
- ◆疑義解釈資料の送付について (その 7) (平成 26 年 6 月 2 日)

◆p.77 右段, 「040040 肺の悪性腫瘍」の「手術・処置等 2」の「5」に, 以下の下線部を追加

ゲフィチニブ
クリゾチニブ
エルロチニブ
アフチニブマレイン酸塩

(平 26.4.17 告示 221, 保医発 0417-3)

◆p.88 右段, 「04026x 肺高血圧性疾患」の「手術・処置等 2」の「3」に, 以下の下線部を追加

アンプリセンタン
ボセンタン水和物
リシグアト

(平 26.4.17 告示 221, 保医発 0417-3)

◆p.353 右段, 「別表 1」の「21 ベバシズマブ (遺伝子組換え)」に, 以下の診断群分類を追加

120010xx01x4xx 120010xx01x50x 120010xx01x51x
120010xx97x40x 120010xx97x41x 120010xx97x50x
120010xx97x51x 120010xx99x40x 120010xx99x41x
120010xx99x50x 120010xx99x51x (平 26.4.17 告示 222)

◆p.352~354, 「別表 1」の「8」「12」「25」に, 以下の青文字部分を追加

8	パゾパニブ塩酸塩〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成 26 年 3 月 17 日に, 薬事法第 14 条第 9 項の規定により, 既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものを含む) に係るものに限る〕	03001xxx0103xx 03001xxx0104xx 03001xxx0113xx 03001xxx0114xx 03001xxx97x3xx 03001xxx97x4xx 03001xxx99x3xx 03001xxx99x4xx 070041xx01x3xx 11001xxx01x1xx
---	---	--

		11001xxx97x1xx 11001xxx99x1xx
12	エベロリムス〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成 24 年 11 月 21 日及び平成 26 年 3 月 17 日に, 薬事法第 14 条第 9 項の規定により, 既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る) に係るものに限る〕	010010xx01x50x 010010xx01x51x 010010xx97x4xx 010010xx9904xx 090010xx01x3xx 090010xx01x4xx 090010xx01x6xx 090010xx02x3xx 090010xx03x2xx 090010xx03x3xx 090010xx97x2xx 090010xx97x30x 090010xx97x31x 090010xx97x5xx 090010xx99x2xx 090010xx99x30x 090010xx99x31x 090010xx99x40x 090010xx99x41x 180060xx97xxxx 180060xx99xxxx
25	ラニビズマブ (遺伝子組換え)〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成 25 年 8 月 20 日及び平成 26 年 2 月 21 日に, 薬事法第 14 条第 9 項の規定により, 既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る) に係るものに限る〕	020180xx97x0x0 020180xx97x0x1 020180xx97x1x0 020180xx97x1x1 020180xx99xxxx 020210xx01xxxx 020210xx97xxxx 020210xx99xxxx 020350xx97xxxx

	020350xx99xxxx 100060xxxxxxxxx 100070xxxxxxxxx 100080xxxxxxxx0x 100080xxxxxxxx1x
--	--

(平 26.5.23 告示 240)

◆p.354 左段, 「別表 1」の最後に, 以下を追加

31	アフリベルセプト (遺伝子組換え) 〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成 25 年 11 月 22 日に, 薬事法第 14 条第 9 項の規定により, 既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る) に係るものに限る〕	020210xx01xxxx 020210xx97xxxx 020210xx99xxxx 020350xx97xxxx 020350xx99xxxx
32	オキサリプラチン〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成 25 年 12 月 20 日に, 薬事法第 14 条第 9 項の規定により, 既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る) に係るものに限る〕	06007xxx0104xx 06007xxx0114xx 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx97x41x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x 06007xxx99x41x
33	イリノテカン塩酸塩水和物〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成 25 年 12 月 20 日に, 薬事法第 14 条第 9 項の規定により, 既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る) に係るものに限る〕	06007xxx0104xx 06007xxx0114xx 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx97x41x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x 06007xxx99x41x
34	レボホリナートカルシウム〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成 25 年 12 月 20 日に, 薬事法第 14 条第 9 項の規定により, 既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る) に係るものに限る〕	06007xxx0104xx 06007xxx0114xx 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx97x41x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x 06007xxx99x41x
35	フルオロウラシル〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成 25 年 12 月 20 日に, 薬事法第 14 条第 9 項の規定により, 既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る) に係るものに限る〕	06007xxx0104xx 06007xxx0114xx 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx97x41x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x 06007xxx99x41x
36	メロベネム水和物〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成 25 年 12 月 20 日に, 薬事法第 14 条第 9 項の規定により, 既に承認された効能又は効果の変更について承認さ	010080xx99x00x

	れたものに限る) に係るものに限る〕	
37	デクスラゾキサン (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る)	全ての診断群分類番号
38	ブレンツキシマブ ベドチン (遺伝子組換え) (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る)	130020xx97x3xx 130020xx99x3xx 130030xx97x3xx 130030xx99x30x 130030xx99x31x
39	トラスツズマブ エムタンシン (遺伝子組換え) (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る)	090010xx01x3xx 090010xx02x3xx 090010xx03x3xx 090010xx97x30x 090010xx97x31x 090010xx99x30x 090010xx99x31x
40	シナカルセト塩酸塩〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成 26 年 2 月 21 日に, 薬事法第 14 条第 9 項の規定により, 既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る) に係るものに限る〕	100220xx03xxxx
41	ゴセレリン酢酸塩〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成 26 年 3 月 17 日に, 薬事法第 14 条第 9 項の規定により, 既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る) に係るものに限る〕	090010xx01x3xx 090010xx02x3xx 090010xx03x2xx 090010xx03x3xx 090010xx99x2xx
42	トルバブタン〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成 26 年 3 月 24 日に, 薬事法第 14 条第 9 項の規定により, 既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る) に係るものに限る〕	140550xx97xxxx 140550xx99xxxx
43	エンザルタミド (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る)	110080xx01x1xx 110080xx02x1xx 110080xx97x1xx 110080xx97x20x 110080xx97x21x 110080xx9901xx 110080xx9902xx 110080xx9903xx
44	トリフルリジン/チピラシル塩酸塩 (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る)	060035xx0103xx 060035xx0113xx 060035xx99x2xx 060040xx9713xx 060040xx99x3xx
45	ナタリズマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る)	010090xxxx0xx

(平 26.4.17 告示 222, 平 26.5.23 告示 240)

◆p.355~356, 「図表」に, 以下を追加 (「8」「12」「21」「25」は青文字部分のみ追加)

8	パゾパニブ塩酸塩	ヴォトリエント錠 200 mg	悪性軟部腫瘍	C 490, C 491, C 492, C 493, C 494,
---	----------	-----------------	--------	--

				C 495, C 496
			根治切除不能又は転移性の腎細胞癌	C 64
12	エベロリムス	アフィニトール錠 5 mg アフィニトール錠 2.5 mg アフィニトール分散錠 2 mg アフィニトール分散錠 3 mg	結節性硬化症に伴う上皮下巨細胞性星細胞腫	D 432
			結節性硬化症に伴う腎血管筋脂肪腫	D 177
			手術不能又は再発乳癌	C 50\$, D 05\$
21	ベバシズマブ (遺伝子組換え)	アバスチン点滴静注用 100 mg/4 mL アバスチン点滴静注用 400 mg/16 mL	悪性神経膠腫	C 71\$
			卵巣癌	C 56
25	ラニズマブ (遺伝子組換え)	ルセンチス硝子体内注射液 2.3 mg/0.23 mL	網膜静脈閉塞症に伴う黄斑浮腫	H 34\$
			病的近視における脈絡膜新生血管	H 358
			糖尿病黄斑浮腫	H 360, E 103, E 113, E 143

31	アフリベルセプト (遺伝子組換え)	アイリニア硝子体内注射液 40 mg/mL アイリニア硝子体内注射液キット 40 mg/mL	網膜中心静脈閉塞症に伴う黄斑浮腫	H 348, H 358
32	オキサリプラチン	エルプラット点滴静注液 50 mg エルプラット点滴静注液 100 mg エルプラット点滴静注液 200 mg	治癒切除不能な膵癌	C 25\$
33	イリノテカン塩酸塩水和物	カンプト点滴静注 40 mg カンプト点滴静注 100 mg トポテシン点滴静注 40 mg トポテシン点滴静注 100 mg	治癒切除不能な膵癌	C 25\$
34	レボホリナートカルシウム	アイソボリン点滴静注用 25 mg アイソボリン点滴静注用 100 mg	治癒切除不能な膵癌	C 25\$
35	フルオロウラシル	5-FU 注 250 mg 5-FU 注 1000 mg	治癒切除不能な膵癌	C 25\$
36	メロペネム水和物	メロベン点滴用バイアル 0.25 g メロベン点滴用バイアル 0.5 g メロベン点滴用キット 0.5 g	化膿性髄膜炎	G 042
37	デクスラゾキサソ	サビーン点滴静注用 500 mg	アントラサイクリン系抗悪性腫瘍剤の血管外漏出	(特定出来ない)
38	ブレンツキシマブ ベドチン (遺伝子組換え)	アドセトリス点滴静注用 50 mg	再発又は難治性の CD 30 陽性の下記疾患 ・ホジキンリンパ腫 ・未分化大細胞リンパ腫	C 81\$, C 836
39	トラスツズマブ エムタンシン (遺伝子組換え)	カドサイラ点滴静注用 100 mg カドサイラ点滴静注用 160 mg	HER 2 陽性の手術不能又は再発乳癌	C 50\$
40	シナカルセト塩酸塩	レグバラ錠 25 mg レグバラ錠 75 mg	副甲状腺癌, 原発性副甲状腺機能亢進症における高カルシウム血症	C 750, E 210
41	ゴセレリン酢酸塩	ゾラデックス LA 10.8 mg デポ	閉経前乳癌	C 50\$, D 05\$
42	トルパタン	サムスカ錠 7.5 mg サムスカ錠 15 mg サムスカ錠 30 mg	常染色体優性多発性のう胞腎	Q 612
43	エンザルタミド	イクスタンジカプセル 40 mg	去勢抵抗性前立腺癌	C 61
44	トリフルリジン/チピラシル塩酸塩	ロンサーフ配合錠 T 15 ロンサーフ配合錠 T 20	治癒切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌	C 18\$, C 19, C 20
45	ナタリズマブ (遺伝子組換え)	タイサブリン点滴静注 300 mg	多発性硬化症の再発予防及び身体的障害の進行抑制	G 35

◆p.392～393 (4)特定入院料の取扱いの「①A 300 救命救急入院料を算定している間に算定できる入院基本料等加算」～「②A 307 小児入院医療管理料5を算定している間に算定できる入院基本料等加算」すべてに、以下の項目を追加

A 234-3 患者サポート体制充実加算 (H 26.4.23 一部訂正)

◆p.399 右段下から 22 行目に下線部を追加

問 3-4-3 手術に伴った人工呼吸は医科点数表では「手術当日に、手術（自己血貯血を除く）に関連して行う処置（ギプスを除く）の費用及び注射の手技料は、術前、術後にかかわらずできない」とされているが、DPCについても同様の取扱いか。

答 手術当日に手術に関連して行う人工呼吸については、術前・術後にかかわらず「人工呼吸 なし」の診断群分類区分を選択する。(H 26.4.23 疑義解釈 (その 4))

◆p.400 左段下から 16 行目の次に追加

問 3-4-12 手術に伴って中心静脈注射を実施した場合は、医科点数表では「手術当日に、手術（自己血貯血を除く）に関連して行う処置（ギプスを除く）の費用及び注射の手技料は、術前、術後にかかわらず算定できない」とされているが、診断群分類区分は「中心静脈注射あり」又は「なし」どちらを選択するのか。

答 手術当日に手術に関連して行う中心静脈注射については、術前・術後にかかわらず「中心静脈注射なし」の診断群分類区分を選択する。(H 26.4.23 疑義解釈 (その 4))

問 3-4-13 閉鎖循環式麻酔装置による人工呼吸を手術直後に引き続いて行う場合は、「閉鎖循環式全身麻酔の所定点数に含まれ別に算定できない」とされているが、診断群分類区分は「人工呼吸あり」又は「なし」どちらを選択するのか。

答 閉鎖循環式麻酔装置による人工呼吸を手術直後に引き続いて行う場合は、「なし」の診断群分類区分を選択する。(H 26.4.23 疑義解釈 (その 4))

◆p.401 左段 1 行目の次に追加

問 4-4 DPC 算定の対象となる病床から「地域包括ケア入院医療管理料」を算定する病室に転室した場合は、どのように算定するのか。

答 転室前に算定していた診断群分類区分によって、当該診断群分類区分における特定入院日Ⅲまでの期間は診断群分類点数表により算定すること（この期間は地域包括ケア入院医療管理料は算定できない）。

また、特定入院日Ⅲを超えた日以降は、地域包括ケア入

院医療管理料を算定すること。(H 26.4.23 疑義解釈 (その 4))

問 4-5 4月1日から新規にDPC対象病院となる場合、改定前の4月1日以前から入院している患者が4月以降に退院（入院A）し、その後同一傷病により7日以内に再入院した場合（入院B）、入院Aおよび入院Bはどのように算定するのか。

答 入院Aについては医科点数表により算定する。また、入院Bについては、診断群分類点数表によって算定することとし、起算日は当該再入院した日とする。

(H 26.4.23 疑義解釈 (その 4))

◆p.404 右段下から 19 行目の次に追加

問 9-8 一度目のDPC算定対象となる病棟に入院していた期間中に入院日Ⅲを超えた後、DPC算定対象とならない病棟へ転棟後、診断群分類番号上2桁が同一である傷病名で7日以内に再度DPC算定対象となる病棟に転棟した場合、どのように算定するのか。

答 一度目のDPC算定対象となる病棟に入院していた期間中ですでに入院日Ⅲを超えた後の再転棟については、診断群分類番号上2桁が同じであるどの診断群分類番号に該当する場合であっても、医科点数表に基づき算定する。

(H 26.4.23 疑義解釈 (その 4))

問 9-9 DPC対象病院において、短期滞在手術等基本料3を算定した後、7日以内に同一傷病で再入院した場合、どのように算定するのか。

答 前回入院で短期滞在手術等基本料3を算定した場合は、同一傷病による再入院の際もDPC包括評価の対象外として取り扱うこと。

(H 26.6.2 疑義解釈 (その 7))

◆p.410 右段 5 行目の次に追加

問 1 第1種社会福祉事業である「知的障害児施設」、「盲ろうあ児施設」、「肢体不自由児施設」等は平成24年度制度改正において「障害児入所施設」となったが退院先は何になるのか。

答 第1種社会福祉事業にあたるために「7 社会福祉施設、有料老人ホーム等に入所」とする。

(H 26.5.1 調査実施説明資料)

◆p.419 左段 14 行目の次に追加

子様式1-③は今年度4月分として提出する。

(H 26.5.1 調査実施説明資料)

※ 当該「追補」以降の追加告示・通知・事務連絡につきましては、弊社月刊誌『月刊／保険診療』もしくは弊社ホームページに随時掲載していきます。ご参照ください。